

費用の配賦・レートメークについて

平成28年10月26日

東邦ガス株式会社

目次

1. 費用の配賦 …… p.3
2. 料金表設定の考え方 …… p.4
3. 託送料金体系の全体像 …… p.5
4. 託送供給約款料金表(一覧) …… p.6
5. 料金表における供給圧力区分 …… p.9
6. 託送料金と小売料金の比較 …… p.11-12
【指摘事項16への回答】
7. 割引料金の設定の考え方 …… p.15
【指摘事項17への回答】

1. 費用の配賦

- 託送料金原価は、託送料金算定省令に基づき、以下の手順で算定しています。
 - STEP 1: 営業費や事業報酬などから託送料金原価等(事業者間精算収益分を含む)を積算
 - STEP 2: 託送料金原価等を機能別原価に分類
 - STEP 3: 需要負荷に応じて部門別(小売部門と卸部門)に原価を配分
 - STEP 4: 配分した事業者間精算収益を控除
- 結果、今回申請における託送料金原価は、745億円/年となります。

◆小売託送料金原価の算定フロー(イメージ)

STEP 1

託送料金原価等(事業者間精算
収益分を含む)を積算

STEP 2

機能別原価に分類

STEP 3

部門別原価に配分

STEP 4

配分した事業者間精算
収益を控除

	STEP 1		STEP 2		STEP 3		STEP 4
	項目	金額	機能別原価	金額	小売部門	卸部門	
託送料金原価等(事業者間精算収益分を含む) 757億円	比較査定対象NW費用	277億円	託送料金原価等(事業者間精算収益分を含む)	高圧導管原価	59億円	55億円	3億円
	修繕費	76億円		中圧A導管原価	123億円	115億円	7億円
	租税課金	55億円		中圧B導管原価	81億円	81億円	0億円
	固定資産除却費	29億円		低圧導管原価	262億円	262億円	0億円
	減価償却費	252億円		供給管原価	64億円	64億円	0億円
	需給調整費	6億円		メーター原価	46億円	46億円	0億円
	バイオガス調達費	0億円		検針原価	31億円	31億円	0億円
	需要調査・開拓費	19億円		内管保安原価	61億円	61億円	0億円
	個別査定対象NW費用	440億円		託送供給特定原価	26億円	26億円	0.6億円
	営業外費用	0億円					
	法人税等	13億円					
	事業報酬	36億円					
	控除項目 (事業者間精算収益除く)	▲10億円					
						事業者間精算収益 (今回原価の控除項目) 11億円	

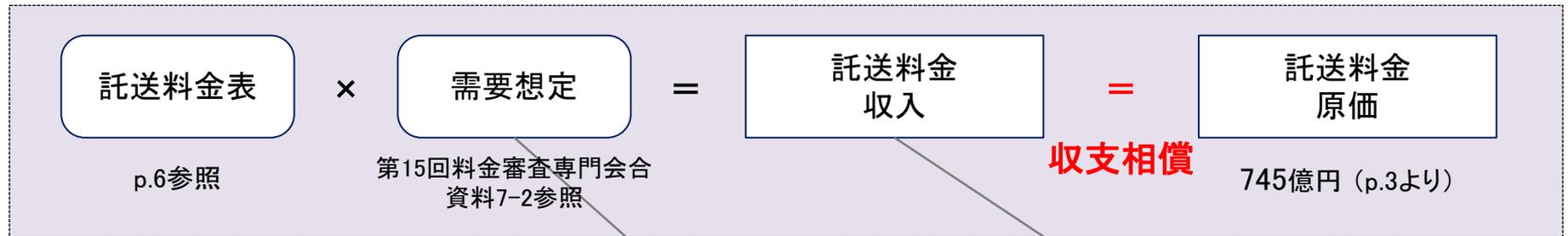
注1: 記載の金額は、いずれも今回原価算定期間(平成29年度から31年度)における3年間の平均。

注2: 単位未満の端数処理の都合で、合計の合わない場合がある。(以降同様)

注3: 事業者ルールの設定はない。

2. 料金表設定の考え方

- 託送料金表は、託送料金算定省令に基づき、託送料金収入と託送料金原価が一致(収支相償)するように設定しています。
- 託送料金収入は、今回設定した託送料金表に、原価算定期間(平成29年度から31年度)における需要想定を掛け合わせて算定しています。



■料金収入の計算方法

定額基本料金	×	調定件数(件)
流量基本料金	×	最大払出ガス量(m3/h)
従量料金	×	需要量(m3)

	H29~31平均
需要想定	3,767百万m3

	H29~31平均
料金収入	745億円

■料金表の構成要素

定額基本料金	契約単位ごとに発生する固定的な料金
流量基本料金	1時間当たりの最大払出ガス量に応じて発生する固定的な料金
従量料金	需要量に応じて発生する料金

3. 託送料金体系の全体像

- 託送料金種別は、家庭用を主な対象とする1種及び業務用を主な対象とする2～5種の5段階とし、導管設備の季節間負荷の平準化効果を考慮して各々に標準と季節別の区分を設けています。
- 小売全面自由化後も経過措置約款料金として適用される見込みの一般ガス供給約款や、大口分野（自由化分野）向けの現行託送供給約款料金との整合性を考慮して設定しています。

託送料金体系の
基本的な考え方

①需要区分・需要負荷に
応じた料金種別

②家庭用は二部料金
業務用は三部料金

③一般ガス供給約款及び現行
託送料金との整合性を考慮

託送料金種別	主な対象需要 (想定)	最適料金となる 年間需要量の目安※	構成	現行託送料金との比較
1種 (標準/季節別)	家庭用	～33千m3程度	二部料金 定額基本料金 +従量料金	制度変更に伴って料金表を新設 (一般ガス供給約款と同じ料金表区分)
2種 (標準/季節別)	業務用 (小口分野)	33～100千m3程度	三部料金 定額基本料金 +流量基本料金 +従量料金	制度変更に伴って料金表を新設 (現行の託送料金表と同じ三部料金)
3種 (標準/季節別)	業務用 (大口分野)	100～1,000千m3程度		概ね現行の託送料金表に相当 (現行の託送料金表と同じ三部料金)
4種 (標準/季節別)		1,000～3,000千m3程度		
5種 (標準/季節別)		3,000千m3程度～		

※需要量はあくまでも目安であり、実際に最適料金となる料金種別は需要家ごとに判定される。

需要
規模
小

需要
規模
大

4. 託送供給約款料金表(一覽)

◆二部料金

(税別)

託送料金種別	料金表区分 * 使用量に応じて 自動適用	基本料金 (円/件・月)	従量料金		
			<標準> 通期 (円/m ³)	<季節別> 冬期 (円/m ³)	<季節別> その他期 (円/m ³)
1種(標準/季節別)	A(0~20m ³)	345.00	64.25	74.52	56.03
	B(21~50m ³)	722.00	45.40	55.67	37.18
	C(51~100m ³)	833.00	43.18	53.45	34.96
	D(101~250m ³)	944.00	42.07	52.34	33.85
	E(251~500m ³)	1,204.00	41.03	51.30	32.81
	F(501m ³ ~)	3,231.00	36.98	47.25	28.76

◆三部料金

(税別)

託送料金種別	基本料金		従量料金			低圧加算 (円/m ³)
	定額 (円/件・月)	流量 (円/m ³ ・時)	<標準> 通期 (円/m ³)	<季節別> 冬期 (円/m ³)	<季節別> その他期 (円/m ³)	
2種(標準/季節別)	33,400	700	9.98	13.46	8.47	+1.95
3種(標準/季節別)	55,000	980	4.03	5.44	3.42	+1.95
4種(標準/季節別)	210,000	1,000	2.07	2.79	1.75	+1.95
5種(標準/季節別)	280,000	1,020	1.73	2.34	1.47	+1.95

注1: 各種の「標準」は通期の従量料金、「季節別」は冬期(12~3月)とその他期(4~11月)の従量料金を適用。

注2: 実際の託送料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定。(以降同様)

【参考】需要家ごとの最適託送料金種別の考え方

- 需要家ごとの最適となる託送料金種別は、年間需要量及び年間倍率※¹に基づいて1～5種の区分を判定し、年間負荷率※²に基づいて標準又は季節別の区分を判定することが出来ます。

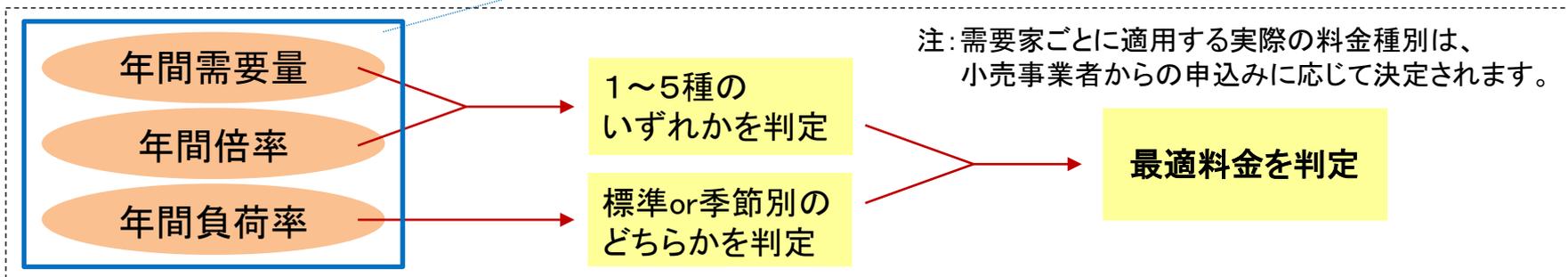
※1 年間倍率 = 年間需要量 ÷ 最大払出ガス量

※2 年間負荷率 = 年間需要量の1ヶ月平均 ÷ 最大需要期(12～3月)需要量の1ヶ月平均 × 100

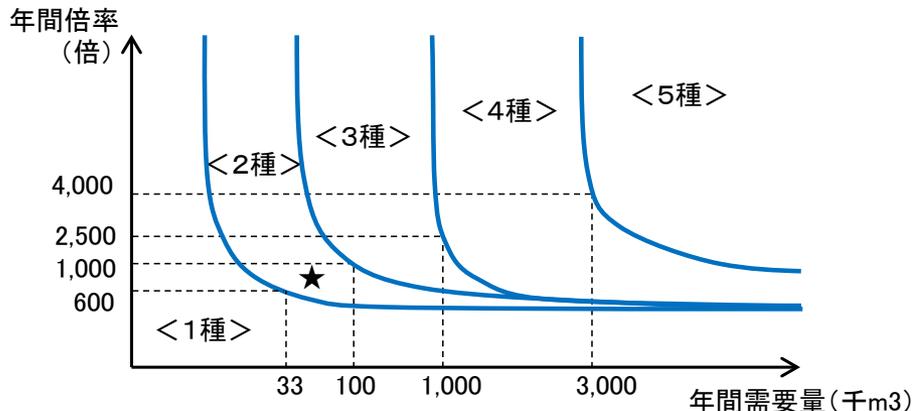
⇒年間倍率・年間負荷率ともに、数字が大きいくほど、負荷の良い需要を示す。

◆最適料金種別の判定フロー

最適料金を判定するための3要素



■参考①: 1～5種の判定の目安



★例えば、年間需要量(横軸)52千m³、年間倍率(縦軸)800倍の需要家は、2種が最適料金になると判定。

■参考②: 標準or季節別の判定の目安

	<標準料金>が最適	<季節別料金>が最適
1種	年間負荷率 75%以下	年間負荷率 75%以上
2～5種	年間負荷率 110%以下	年間負荷率 110%以上

⇒季節別料金が最適となる需要家は、調定件数比で約3割。
(平成27年度実績ベース)

【参考】最適料金種別の判定例

■①需要前提 <小口業務用需要の例>

(注)供給圧力は低圧

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
需要量(m3)	2,600	1,200	2,400	5,500	11,000	10,000	5,500	1,600	1,300	3,300	4,200	3,400

年間需要量	52,000m3
最大払出ガス量	65m3/h
最大需要期需要量	12,200m3

最大需要期

* 年間倍率 = $52,000\text{m}^3 \div 65\text{m}^3/\text{h} = 800$ 倍

* 年間負荷率 = $(52,000\text{m}^3 \div 12\text{ヶ月}) \div (12,200\text{m}^3 \div 4\text{ヶ月}) \times 100 = 142\%$

■②最適料金種別の判定

年間需要量 = 52,000m3

年間倍率 = 800倍

年間負荷率 = 142%

2種

季節別

2種季節別が最適料金

■③最適料金種別の比較

	標準	季節別
1種		1,760千円
2種	1,567千円	1,550千円
3種		1,728千円

▲18千円 (標準から1種へ)
▲210千円 (標準から1種へ)
▲179千円 (標準から3種へ)
> (標準より2種が安い)
V (1種より2種が安い)
^ (2種より3種が安い)

(料金は税別)

5. 料金表における供給圧力区分

- 託送供給約款の1種の料金表(p.6参照)は、一般ガス供給約款料金との整合性等を考慮し、ガスの供給圧力が中圧以上の場合と低圧の場合とで同一としています。
- なお、託送供給約款の2～5種の料金表(p.6参照)は、ガスの供給圧力が中圧以上の場合と低圧の場合とで区分しています。

◆ 1種の料金表を供給圧力別に設定していない理由

一般ガス供給約款料金との整合性

- ・ 現行の一般ガス供給約款料金が小売全面自由化後も経過措置約款料金として適用される見込みであり、その料金表が供給圧力別になっていないため、対応する託送料金も同様の体系であることに、合理性があるものと考えています。

■ 参考：現行の一般ガス供給約款料金 (税込)

料金表区分	基本料金 (円/件・月)	従量料金 (円/m ³)
A(0～20m ³)	745.20	163.39
B(21～50m ³)	1,560.00	122.65
C(51～100m ³)	1,800.00	117.85
D(101～250m ³)	2,040.00	115.45
E(251～500m ³)	2,600.00	113.21
F(501m ³ ～)	6,980.00	104.45

供給圧力別に
設定していない

注：平成28年10月適用料金。

【参考】託送料金算定省令の抜粋(前頁関連)

<第14条第1項>

一般ガス事業者は、託送供給約款料金を、前条の規定により算定された託送供給約款料金原価等を基に、ガスの供給圧力が中圧以上の場合又は低圧の場合に区分し、定額基本料金(略)、流量基本料金(略)若しくは従量料金(略)又はこれらを組み合わせたものとして設定しなければならない。

<第16条>

一般ガス事業者は、当該一般ガス事業者が行う事業の実施に係る特別な事情が存在する場合であつて、当該事情を勘案せずに託送供給約款料金を算定することが合理的でないと認められる場合においては、第9条及び第11条から第14条までの規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、これらの規定の趣旨に基づくものであつて、これらの規定とは異なる料金の算定方法を定めることができる。この場合において、当該一般ガス事業者は、当該算定方法を様式第7に整理しなければならない。

6. 託送料金と小売料金の比較(1)

- 現行の一般ガス供給約款料金が小売全面自由化後も経過措置約款料金として適用される見込みであるため、託送料金(1種標準)は、供給約款料金との整合性を考慮して設定しています。
- 料金表体系は、一般ガス供給約款と同様に、A~Fの料金表区分を持つ二部料金としています。基本料金は、料金表区分ごとに、供給約款基本料金の半額として設定しています。

託送料金(1種標準)

(税別)

料金表区分	基本料金 (円/件・月)	従量料金 (円/m ³)
A(0~20m ³)	345.00	64.25
B(21~50m ³)	722.00	45.40
C(51~100m ³)	833.00	43.18
D(101~250m ³)	944.00	42.07
E(251~500m ³)	1,204.00	41.03
F(501m ³ ~)	3,231.00	36.98

一般ガス供給約款料金

(税別)

料金表区分	基本料金 (円/件・月)	従量料金 (円/m ³)
A(0~20m ³)	690.00	151.29
B(21~50m ³)	1,444.45	113.57
C(51~100m ³)	1,666.67	109.13
D(101~250m ³)	1,888.89	106.90
E(251~500m ³)	2,407.41	104.83
F(501m ³ ~)	6,462.97	96.72

託送の基本料金は供給約款基本料金の半額

注:平成28年10月適用料金。

同じ料金表区分

同じ二部料金

- * A~Fの料金表区分は、毎月の使用量に応じて自動的に適用され、各区分を適用した場合の計算結果の中で最も安い料金になります。
- * 使用量が多いほど1m³あたりの単価は低くなる逓減型料金になっています。

<基本料金と従量料金の配分方法について>

- ・ 託送の基本料金は、供給約款基本料金の半額として設定しています。また、従量料金は、供給約款料金との整合性を考慮して同じ料金表区分になるように設定しています。
- ・ 基本料金と従量料金のバランスを供給約款料金と整合させることで、供給約款料金に占める託送料金の比率(p.12参照)は、使用量に関わらずほぼ一定になっています。

6. 託送料金と小売料金の比較(2)

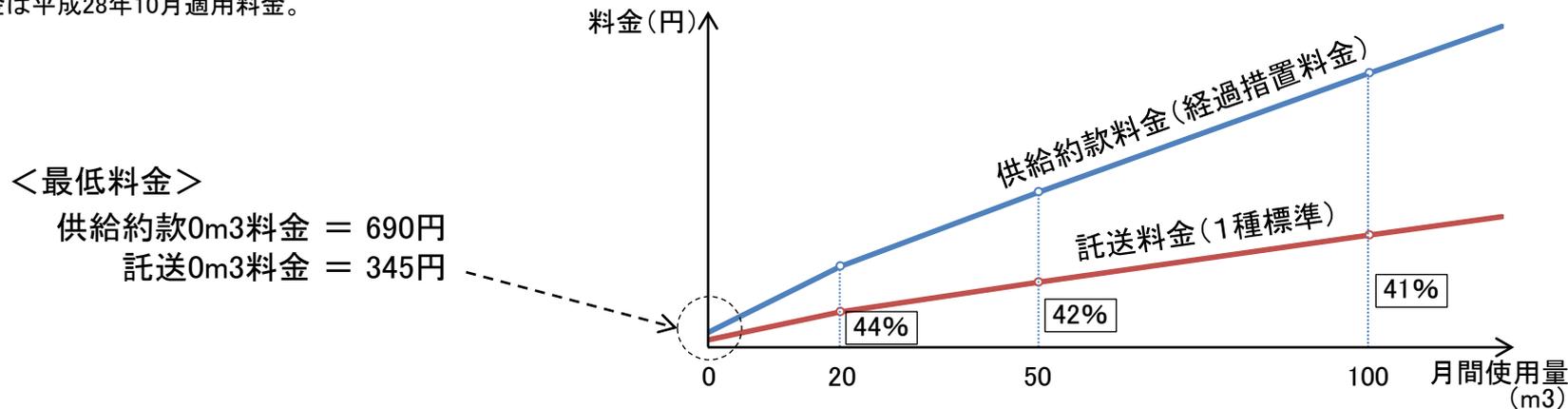
- 現行の小売料金(一般ガス供給約款)に占める今回申請の託送料金(1種標準)の比率は、使用量に関わらずほぼ一定になっています。
- いずれの使用量においても、託送料金が小売全面自由化後の経過措置料金となる供給約款料金を上回ることはありません。

供給約款料金に占める託送料金の比率 (税別)

月間 使用量	託送 料金	供給約款 料金	比 率
20m3	1,630円	3,716円	44%
50m3	2,992円	7,123円	42%
100m3	5,151円	12,579円	41%
250m3	11,461円	28,613円	40%
500m3	21,719円	54,820円	40%

注: 供給約款料金は平成28年10月適用料金。

* 「託送料金(1種標準)」と
「供給約款料金(経過措置料金)」を比較。



注: %表示は供給約款料金に占める託送料金の比率。

【参考】託送料金の水準感

- 今回申請した託送料金の1m³あたりの平均単価は19.79円/m³です。
- 今回託送料金と現行託送料金の比較が可能な大口分野(今回申請料金の3～5種に相当)では、需要家ごとのバラつきはあるものの、託送料金は概ね値下がりとなっています。

◆1m³あたりの平均単価

料金種別	今回申請料金		現行託送料金※
1種	61.81円/m ³	58.76円/m ³	(57.54円/m ³)
2種	28.62円/m ³		
3種	12.95円/m ³		13.15円/m ³
4種	7.56円/m ³		8.30円/m ³
5種	4.62円/m ³		4.65円/m ³
1～5種 平均	19.79円/m ³		20.53円/m ³

(参考:今回－現行)
▲0.74円/m³

※現行託送料金は平成27年度実績をベースに算定。現行の小口分野には託送料金表が設定されていないため、1～2種相当の平均単価は参考値。

■参考:モデルケースによる託送料金比較

モデルケース	今回料金	現行料金	差(今回－現行)
(1) 50万m ³ /年	18.40円/m ³	19.39円/m ³	▲0.99円/m ³
(2) 100万m ³ /年	11.22円/m ³	11.59円/m ³	▲0.37円/m ³
(3) 300万m ³ /年	7.35円/m ³	7.48円/m ³	▲0.13円/m ³

【参考】現行の託送供給約款料金表

- 現行の託送供給約款料金には、大口分野向けに、今回と同様の三部料金が設定されています。
- なお、現行託送料金では、従量料金の中圧Aと中圧Bを区分するとともに低圧を料金表方式としていましたが、料金表体系の簡素化及びお客さま間の公平性の観点等から、今回託送料金では見直しを行っています。(p.6参照)

◆小口分野向け

・・・規制分野のため託送料金表の設定なし

◆大口分野向け

(税別)

託送料金種別	基本料金		従量料金								
			中圧A			中圧B			低圧		
	定額 (円/件・月)	流量 (円/m ³ ・時)	〈標準〉	〈季節別〉		〈標準〉	〈季節別〉		〈標準〉	〈季節別〉	
通期 (円/m ³)			冬期 (円/m ³)	その他期 (円/m ³)	通期 (円/m ³)	冬期 (円/m ³)	その他期 (円/m ³)	通期 (円/m ³)	冬期 (円/m ³)	その他期 (円/m ³)	
1種(標準/季節別)	331,000	1,150	1.05	1.65	0.79	2.05	2.65	1.79	5.39	5.99	5.13
2種(標準/季節別)	200,000	1,150	1.57	2.17	1.31	2.57	3.17	2.31	5.91	6.51	5.65
3種(標準/季節別)	12,200	1,150	3.78	4.38	3.52	4.78	5.38	4.52	8.12	8.72	7.86

注: 各種の「標準」は通期の従量料金、「季節別」は冬期(12～3月)とその他期(4～11月)の従量料金を適用。

7. 割引料金の設定の考え方

- 現行の託送料金に付帯割引として設定していた「天然ガス需要拡大割引」及び「コージェネレーション割引」は、今般の託送料金制度の見直しを考慮し、廃止といたします。
- 一方、今回の託送料金では、付帯割引として「高倍率割引」を新たに設定しています。

区分 割引メニューの名称 割引の趣旨等

廃止

天然ガス需要拡大割引

- ・導管網の整備促進を図るため、ガス設備の新設or増設等を条件に割引料金を適用していたもの。
⇒新しい託送料金算定省令において需要開拓費の原価算入が認められたこと等を踏まえ、割引メニューとしては廃止。

廃止

コージェネレーション割引

- ・導管設備の効率的使用の促進を図るため、コージェネレーションシステムの使用等を条件に割引料金を適用していたもの。
⇒現行の託送料金においてコージェネレーション割引の適用条件を満たす需要は、今回の託送料金における高倍率割引の適用条件も満たす。

新設

高倍率割引

- ・導管設備の効率的使用の促進を図るため、ガス使用の平準化に寄与する需要に対して割引料金を適用するもの。
⇒小売全面自由化に伴って託送対象需要が広がるなか、負荷の良い需要の増大を図る。

■高倍率割引の概要

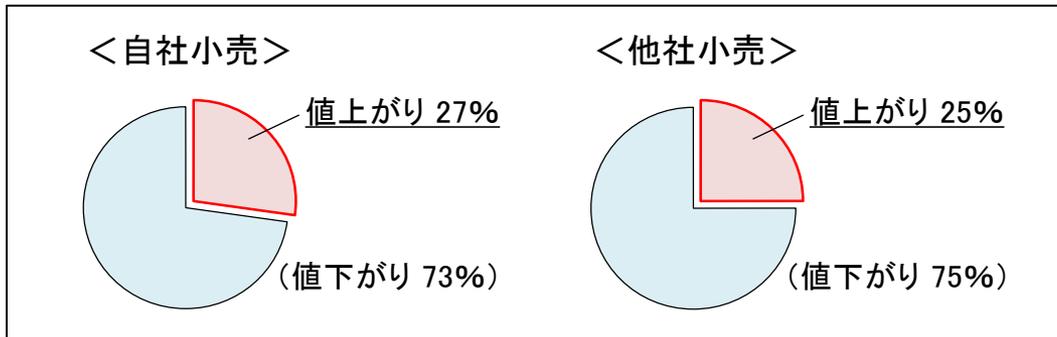
適用条件	三部料金(2~5種)を適用 かつ 年間倍率※4,500倍以上
割引内容	従量料金から1m3あたり0.20円を割引き …適用条件を満たす需要の託送料金割引率は5%程度

※年間倍率=年間需要量÷最大払出ガス量

【参考】料金表の見直し等による大口分野への影響

- 現行託送料金との比較が可能な大口分野(現行の自由化分野)において、今回料金と現行料金を比較すると、一部の需要家の託送料金は値上がりとなっています。これは、従量料金の中圧Aと中圧Bの区分を統一したことなどによるもので、大口分野全体では託送料金は値下がりとなっています。
- なお、レートメイクは自社小売と他社小売を区別せずに行っており、自社小売と他社小売に差別的な取扱いはありません。

■参考: 今回料金が現行料金に比べて値上がりとなる需要家の件数割合(大口分野)



自社小売と他社小売に
差別的な取扱いはない